



手続き・届け出・相談窓口

住所の届け出

住民登録

問 市民課

住民異動に関する届け出一覧

届け出の種類	届け出期間	届け出に必要なもの	届け出人
転入届 (市内へ引っ越してきたとき)	引っ越してきた日から 14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地から交付を受けてください。国外からの転入の場合は、パスポート、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の附票の写しをお持ちください) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金手帳(加入者のみ)など <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)	本人または世帯主
転出届 (市外に引っ越しするとき)	引っ越しする前～引っ越しした日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書(該当者のみ)など <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方で特例転出(※)を希望する方)	▶届け出の際に本人確認を実施しています。運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなどをお持ちください。なお、健康保険資格確認書、年金手帳(証書)、学生証、通帳などの書類の場合は、2点以上の書類を提示してください。
転居届 (市内で引っ越ししたとき)	引っ越しした日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)など <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)	
世帯変更届 (世帯主が変わったり、世帯を合併または分離したりしたとき)	変更のあった日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)など	

※特例転出とはマイナンバーカードを利用して、転出手続きの際に転出証明書の発行を省略できる制度です。

※コンビニエンスストアでも、住民票などの証明書を取得することができます。詳しくは、49ページの「マイナンバーカードできること」をご参照ください。

住民票の写しの交付請求

住民票の写しの交付請求は、原則自己または自己と同一世帯に属する者による請求となります。請求者が代理人である場合は、請求者本人の代理人選任届が必要です。

また、窓口へ来られた方の本人確認が法律により義務付けられていますので、本人確認書類として、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなどが必要となります。なお、健康保険資格確認書、年金手帳(証書)、学生証、通帳などの書類の場合は2点以上の書類を提示してください。

印鑑登録

印鑑登録

問 市民課

印鑑登録とは

お手持ちの印鑑をあなたの個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑は実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

印鑑登録のできる方

行田市に住んでいる満15歳以上の方で、住民基本台帳に記録されている方

印鑑登録するときは

印鑑登録は本人が行ってください。やむを得ない理由により、本人が市役所に来られないときは、委任の旨を証する書面(代理人選任届など)を添付することで、代理人による登録もできます。なお、委任の旨を証する書面は、登録しようとする本人が自筆してください。

登録できる印鑑

①氏名以外のこと(職業、資格、飾り柄など)が彫られていないもので印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まらないものでかつ25ミリメートルの正方形に収まるもの

印鑑登録の申請

	本人	代理人
必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> ①登録する印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> ②運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書など顔写真のある官公署発行の証明書	<input checked="" type="checkbox"/> ①登録する印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> ②代理人選任届(本人が自署し、登録する印鑑を押印したもの)
印鑑登録証の交付について	①、②両方ある場合…即日交付 ②がない場合…次のいずれかの方法により、本人を確認します。 I. 保証人…即日交付 行田市で印鑑登録している人が、登録申請書の保証人欄に必要事項を記入し、かつ登録印鑑を押印し、申請者が本人であることを保証することにより、本人確認を行います。 II. 文書による照会…数日かかります。 本人宛てに照会書を郵送し、後日この確認照会の回答書を持参していただくことにより、本人確認を行います。	①申請した日…受け付けのみ ↓ 照会書を本人宛てに送付 ②回答書を持参した日…交付 ▶ 代理人に依頼する場合 回答書、代理人選任欄に本人が自署し、代理人に依頼してください。 ▶ 本人が来る場合 回答書欄に本人が自署し、持参してください。

- ②ゴム印などのように変形するものや欠けやすい材質でないもの
- ③縁が欠けていたり、摩滅したりしていないもの
- ④機械製造により大量生産されたものでないもの(いわゆる三文判では登録できません)

印鑑登録証明書の交付

市民課窓口で申請する場合は、印鑑登録証明書交付申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を添えて申請してください。印鑑登録証がないと、本人であっても証明書は交付できません。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付を利用できます。

なお、代理人に依頼する場合についても、本人の場合と同様、印鑑登録証を添えて申請してください(代理人選任届は必要ありません)。

また、印鑑登録証明書を登録者本人以外には交付しない取り扱いをすることもできます。

※コンビニエンスストアでも、印鑑登録証明書を取得することができます。
詳しくは、49ページの「マイナンバーカードでできること」をご参照ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード

問 市民課

マイナンバーカード(個人番号カード)とは

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー(個人番号)」と「本人確認の顔写真」などが記載されています。

本人確認のための身分証明書として利用できる他、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

◆マイナンバーカードの様式

(表)



交付申請できる方

行田市に住民登録されている方

▶ 15歳未満および成年被後見人の場合は、法定代理人からの申請が可能です。

※マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードの新規発行は終了しました。なお、既に発行された住民基本台帳カードは、有効期限内まで引き続き利用できます。

申請方法

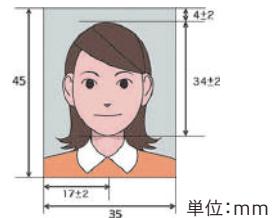
顔写真を貼付した申請書を郵便で送付、または申請書右下にある二次元コードからオンライン申請し、市役所でカードを受け取ります。

送付先

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター宛

用意していただく写真

- ▶ 申請者本人のみを撮影したもの
- ▶ 6ヶ月以内に撮影したもの
- ▶ 縦4.5cm×横3.5cm(縁なし)
- ▶ カラーおよび白黒可
- ▶ 裏面に、氏名、生年月日を記入



撮影上の注意

- ▶ 正面、無帽、無背景で影などがないもの
 - ▶ 顔が横向きや左右に傾いていないもの
 - ▶ 鮮明であること(焦点が合っていること)
 - ▶ サングラス、マスク、帽子、ヘアバンドなどで顔の一部が隠れていないもの
- 詳しくは、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)を確認してください。

カードの交付

マイナンバーカードは、申請してから1ヶ月程度で出来上がり、市役所から交付通知が本人宛に送付されます。原則、本人が受け取る必要があります。

有効期間

- ▶ 日本人、永住者、特別永住者で18歳以上の者
…発行の日から10回目の誕生日まで
- ▶ 日本人、永住者、特別永住者で18歳未満の者
…発行の日から5回目の誕生日まで

※令和4年4月1日より、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、基準日前に受理された18歳以上20歳未満の方のカードの有効期限は発行の日から5回目の誕生日までとなります。

- ▶ 上記以外の外国人…在留期間の満了日まで

交付手数料 初回交付手数料無料。自身の責による再交付には、再発行手数料1,000円(電子証明書が不要な場合は800円)が掛かります。

交付 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～正午
午後1時～4時45分

日曜日(第3土曜日の翌日に当たる日を除く)
午前8時30分～11時30分

※日曜日の交付を希望する場合は、事前の予約をお願いします。

※南河原支所および各公民館では行っていません。

※平日以外の交付に関してはお問い合わせください。

※交付時に暗証番号の設定を行います。

本人

法定代理人
＊1任意代理人
＊2

窓口来庁時に必要な書類

- 交付通知書(はがき) 通知カード(所有者のみ) 本人確認書類(Aのうち1点またはBのうち2点)
- 【A】 運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) パスポート 身体障害者手帳
 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 住民基本台帳カード(写真付きに限る)
 一時庇護許可書 仮滞在許可書
- 【B】 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ 年金手帳 社員証 学生証 学校名が記載された各種書類
 預金通帳 医療受給者証など

※通知カードは、本人確認書類として使用できません。

※掲載している書類は主な書類の例です。これ以外にも認められる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

初回交付手数料無料。自身の責による再交付には、再発行手数料(1,000円)が掛かります。

- 交付通知書(はがき) 通知カード(所有者のみ) 本人確認書類(Aのうち1点またはBのうち2点)

※15歳未満の方または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要

- 【A】 運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) パスポート 身体障害者手帳
 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可書
- 【B】 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ 年金手帳 社員証 学生証 学校名が記載された各種書類
 預金通帳 医療受給者証など

※通知カードは、本人確認書類として使用できません。

※掲載している書類は主な書類の例です。これ以外にも認められる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

 代理権の確認書類 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

初回交付手数料無料。自身の責による再交付には、再発行手数料(1,000円)が掛かります。

- 交付通知書(はがき) 通知カード(所有者のみ) ご本人の本人確認書類(Aのうち2点またはABをそれぞれ1点、Bを3点)

 代理人の本人確認書類(Aのうち1点またはBのうち2点)

- 【A】 運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) パスポート 身体障害者手帳
 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可書
- 【B】 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ 年金手帳 社員証 学生証 学校名が記載された各種書類
 預金通帳 医療受給者証など

※通知カードは、本人確認書類として使用できません。

※掲載している書類は主な書類の例です。これ以外にも認められる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

 代理権の確認書類:委任状など、本人が代理人を指定した事実を確認できる資料(交付通知書(はがき)の「委任状」欄への記入でも可) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) 本人の出頭が困難であることを証する書類:診断書、本人の障害者手帳など 本人の直近の顔写真

初回交付手数料無料。自身の責による再交付には、再発行手数料(1,000円)が掛かります。

＊1 法律の規定により代理人になった者。未成年者の親権者、後見人、成年後見人など。

＊2 本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、交付場所に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。代理受け取りを希望する場合は事前にお問い合わせください。

公的個人認証サービス(電子証明書)

問 市民課

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、オンラインで(=インターネットを通じて)申請や届け出といった行政オンライン手続きなどを行うに当たり、他人による「なりすまし」やデータ改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

マイナンバーカードには原則電子証明書が格納されます。

住民基本台帳カードに新たに電子証明書を格納することはできません。電子証明書が必要な場合はマイナンバーカードを申請してください。住所や氏名が変わると電子証明書は失効します。引き続き利用する場合は改めて申請が必要です。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト(<https://www.jpki.go.jp>)を確認してください。

マイナンバーカードでできること

問 市民課

コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得できます

全国のコンビニエンスストアなどで、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」などが取得できるコンビニ交付サービスを提供しています。窓口と比べて手数料が50円減額となります(令和7年4月1日現在)。

取得できる証明書

- ▶ 住民票の写し ▶ 印鑑登録証明書 ▶ 所得課税証明書
 - ▶ 戸籍全部(個人)事項証明書(市外に住所のある方は事前登録が必要です)
 - ▶ 戸籍の附票の写し(市外に住所のある方は事前登録が必要です)
- ※利用可能な時間帯は午前6時30分～午後11時です。戸籍謄本・抄本および戸籍の附票の写しは平日の午前9時～午後5時となります。
- ※年末年始やメンテナンス時は、コンビニ交付サービスを休止しますので、市ホームページをご確認ください。

健康保険証としての利用

あらかじめ申し込みをすることで、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。
※利用できる医療機関・薬局などについてあらかじめご確認の上ご利用ください。

公金受取口座の登録

預貯金口座を登録しておくと、今後の緊急時の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

戸籍の届け出

戸籍の届け出

問 市民課

届け出の際に本人確認をしています。運転免許証など顔写真のある官公署発行の証明書をお持ちください。

戸籍に関する届け出一覧

届け出の種類	届け出期間	届け出地	届け出に必要なもの	届け出人
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	▶ 父母の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 出生地	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書(届出書に記載されています) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	父、母
死亡届	死亡したことを知った日から7日以内	▶ 死亡者の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 死亡地	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書(届出書に記載されています)	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人など
死産届	死産した日から7日以内	▶ 届け出人の所在地 ▶ 死産地	<input checked="" type="checkbox"/> 死産証明(届出書に記載されています)	父、母
婚姻届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 夫または妻の本籍地 ▶ 夫または妻の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の記載)	男女18歳以上
離婚届	(届け出た日から法律上の効力が発生する) ※裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	▶ 夫妻の本籍地 ▶ 夫妻の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の記載) (協議離婚) <input checked="" type="checkbox"/> 調停の場合は調停調書(審判または判決の場合は判決書の謄本と確定証明書)	夫および妻 ※裁判離婚の場合は申立人
転籍届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 転籍者の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 転籍地		戸籍筆頭者およびその配偶者(夫婦)
養子縁組届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 養親または養子の本籍地 ▶ 養親または養子の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年者を養子にするときは家庭裁判所の許可書(自己または配偶者の子や孫の場合は除く) <input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の記載)	養親および養子 ※養子が15歳未満の場合は法定代理人(父母)

※なお、届け出の内容により、一覧表の内容と異なる場合があります。不明な点や上記以外の戸籍の届け出については、本籍地か市民課へ問い合わせてください。
※コンビニエンスストアで、戸籍の証明書などを取得することができます。詳しくは、49ページの「マイナンバーカードでできること」をご参照ください。

戸籍の証明書の交付請求

戸籍の証明書の交付請求は、原則本人または配偶者、父母、祖父母、子、孫による請求となります。なお、窓口に来られた方の本人確認が法律により義務付けられていますので、本人確認書類として、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなどが必要となります。

主な証明書の手数料

種類	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円
除籍全部事項証明書(除籍謄本)、除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円
住民票(除票)の写し	1通200円
戸籍(除籍)の附票の写し	1通200円

種類	手数料
住民票記載事項証明書	1通200円
印鑑登録証明書	1通200円
身分証明書	1通200円

戸籍証明書の広域交付

戸籍証明書の広域交付とは、本籍地以外の市区町村の窓口に来庁して、戸籍証明書(戸籍全部事項証明書)・除籍証明書(除籍全部事項証明書(改製原戸籍謄本含む))を請求する方法です。本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫などが請求可能です。本人確認のできる顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)を持参のうえ、市民課窓口で請求してください。

※郵送や代理人による請求、職務上請求はできません。

※南河原支所、日曜開庁での広域交付は行いません。

火葬

火葬の許可と斎場の使用

問 市民課

火葬をするには市が発行する「死体埋火葬許可証」が必要です。この許可証は、死亡届を提出すると交付されます。

斎場使用料

施設	種別	単位	使用料		使用時間
			市民	市民以外	
火葬室	12歳以上の遺体	1体	7,000円(10,000円)	50,000円(70,000円)	—
	12歳未満の遺体	1体	3,500円(5,000円)	35,000円(50,000円)	—
	死産児	1体	2,000円(3,000円)	10,000円(15,000円)	—
	手術肢体及び胞衣汚物	1個	1,000円(1,500円)	2,000円(3,000円)	—
	改葬	1体	2,000円	20,000円	—
待合室	洋室	1室	3,000円	6,000円	3時間
式場	通夜・告別式	1回	35,000円	80,000円	各3時間
	告別式	1回	15,000円	30,000円	3時間
法要ホール	通夜	1回	10,000円	24,000円	3時間
	告別式	1回	6,000円	12,000円	3時間
霊安室	遺体保冷庫	1回	4,000円		24時間
	超過利用	1回	1,000円		6時間



※令和8年4月1日からは()カッコ内の使用料となります。

※詳細や注意事項などは市ホームページをご確認ください。

火葬は電話での事前予約制で令和8年1月29日から受け付けます。

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外
25kg以上50kg未満の小動物	単独火葬	1体 21,000円	63,000円
	合同火葬	1体 10,500円	31,500円
5kg以上25kg未満の小動物	単独火葬	1体 14,000円	42,000円
	合同火葬	1体 7,000円	21,000円
5kg未満の小動物	単独火葬	1体 7,000円	21,000円
	合同火葬	1体 3,500円	10,500円

パスポート

パスポート

問 市民課

取扱日時

申請・交付 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

交付のみ 日曜日 午前9時～11時30分

休業日 土曜日、祝日、年末年始

※祝日が日曜日と重なる場合は交付業務を行います。

申請できる方

- 本市に住民登録のある方
- 学生や単身赴任などで市外に住民登録をしていて、本市に居所を有している方および海外からの一時帰国者(居所申請)

必要書類

- 一般旅券発給申請書1通
※黒ボールペンまたは黒インクで記入してください。
※未成年者(18歳未満)は5年有効旅券のみの申請となります。
- 戸籍謄本(全部事項証明書)1通(最新の記載内容で6ヶ月以内に発行されたもの)
※有効旅券を持っていて氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。また、同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)1通で申請できます。
- 写真1枚(提出前6ヶ月以内に撮影したもの)
※申請者本人のみが正面を向いて撮影したもの。無帽、無背景、影がないもの。(カラーコンタクト不可)
※写真は申請書に貼らないこと。
※縦4.5cm×横3.5cm
- 前回旅券
※失効している場合でも、その旅券をお持ちください。
- 特別な場合に必要となる書類
居所申請の場合(行田市以外に住民登録している方)は、住民票の写し(提出前6ヶ月以内に発行されたもの)と居所を証明する書類が必要となります。

▶ 本人確認書類(有効な原本 ※コピー不可)

①1点確認でよいもの

パスポート(失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード、その他官公署が発行した免許証など(顔写真付き)

②①がない場合、2点確認でよいもの

次のうち(A+A)または(A+B)を持参してください。

A 健康保険資格確認書、子ども医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書+実印(印鑑登録証は不可)

B 学生証または社員証(ともに顔写真付き)、有効期限の切れたパスポート(失効後6ヶ月以上で本人確認ができるもの)

※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの本人確認書類が必要となります。

オンライン申請

マイナンバーカードを使用して、マイナポータルから手続きを行う方法です。オンラインで申請する場合のみ原則戸籍謄本の省略ができ、パスポート未所持の方や有効期限が切れている方も申請が可能です。

交付の手続き

- 必ず本人が来庁し、受け取ってください。
- 申請時に渡すパスポート受領書(引換証)と手数料を持参してください。
- オンライン申請の場合は受理番号を市民課の受付でお伝えください。

※クレジットカードで登録した場合は収入証紙の購入は不要です。

交付時の手数料

種類	収入印紙	埼玉県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,300円	16,300円
5年有効旅券	9,000円	(オンラインの場合は1,900円)	11,300円
12歳未満の申請	4,000円		6,300円

※パスポート用の「収入印紙」は会計課で取り扱っています。

※手数料の合計金額は、収入印紙と埼玉県手数料を合わせたものです。

相談

相談窓口

手続き・届け出・相談窓口

申し込み・問い合わせ	相談内容	日時・場所
地域活動推進課	法律相談	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時 第4火曜日 午前9時30分～正午 産業文化会館2階第1会議室
	行政相談	毎月第3月曜日 午後1時30分～3時30分 産業文化会館2階第1会議室
	消費生活・多重債務相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く) 行田市消費生活センター
男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」	夫婦関係・DVなど ※女性相談員対応	毎週木・土曜日 午後1時～4時(予約制) ※土曜日の午後1時～2時は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。 VIVAぎょうだ ☎048-556-9301
こども家庭センター	家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 こども家庭センター(保健センター内) ☎048-556-2011
人権・男女共同参画推進課	人権相談	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分 ※6月1日・12月第2水曜日は、午前10時～午後3時 相談会場は月ごとに変わるため、市ホームページをご確認ください。

